

最 良 執 行 方 針

くにうみA I 証券株式会社

この最良執行方針は、金融商品取引法40条の2第1項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

- (1) 国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、E T F（株価指数連動型投資信託受益証券）及びR E I T（不動産投資信託の投資証券）等、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」
- (2) フェニックス銘柄である株券及び新株予約権付社債券等、金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

(1) 上場株券等

当社においては、お客様からいただいた注文に対し当社が自己で直接相手となるか、又は委託注文として金融商品取引所市場に取り次ぐかについて受注の都度、お客様に確認させていただきます。また、当社は、お客様の要請により取引所外取引（P T Sを含む）や立会外取引（ToSTNet 取引や J-NET 等）を行う場合についてもその都度、取引内容を確認させていただきます。

当社の委託注文の金融商品取引所市場への取次ぎは、次のとおり行います。

- ① 上場している金融商品取引所市場が1箇所である場合（単独上場）には、当該金融商品取引所に取り次ぎます。
- ② 複数の金融商品取引所市場に上場（重複上場）されている場合には、当該銘柄の執行時点における、株式会社 QUICK の指定する優先市場に取り次ぎます。
- ③ ①又は②により選定した金融商品取引所市場が、当社が取引参加者又は会員となっていないところである場合には、当該金融商品取引所市場の取引参加者又は会員のうち、当該金融商品取引所市場への注文の取次ぎについて契約を締結している者を経由して、当該金融商品取引所市場に取り次ぎます。

(2) 取扱有価証券（フェニックス銘柄）

当社においては、お客様からいただいたフェニックス銘柄に係る注文は、当社が気配提示している銘柄については、店頭取引によりを行なうことといたします。

ただし、私設取引システム（以下「PTS」という）がある場合は、PTSに取り次ぎます。

また当社が気配提示していない銘柄については、ご注文はお受けできません。

3. 当該方法を選択する理由

(1) 上場株券等

- ① 金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れており、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。
- ② また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。
- ③ 前記以外については、お客様と取引内容を確認の上、受注、執行することが、お客様の意向に沿った取引となると判断されるからです。

(2) 取扱有価証券（フェニックス銘柄）

フェニックス銘柄について注文をいただいた場合に、注文がより多く集まる傾向がある金融商品取引業者に取り次ぐことは、より多くの約定機会を確保することとなり、お客様のニーズを実現できる可能性が高まると判断されるからです。

4. その他

(1) 次に揚げる取引については、2. に揚げる方法によらず、それぞれ次に揚げる方法により執行いたします。

- ① お客様から執行方法に関するご指示（当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、執行する金融商品取引所市場のご希望、お取引時間のご希望等）があった取引

————— 当該ご指示いただいた執行方法

- ② 投資一任契約等に基づく執行

————— 当該契約等においてお客様から委任された範囲内において当社が選定する方法

- ③ 端株及び単元未満株の取引

————— 端株及び単元未満株を取り扱っている金融商品取引業者に取り次ぐ方法

(2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

以上